



れた段階では公安調査庁のスパイ活動の充実に専ら促進する。その結果、今日の治安体制とは異なる体制がしかれる。それは次の諸点にわたる。

(1) 行政権が拡大し、政庁を官吏の監督の下に置くことになる。

(2) スパイモウの発達と、それによる適用団体以外の諸団体に対する監視と圧迫。

(3) かくて、政治選択の自由が制限され、国家のもとに、政治思想が一元化される。

(4) こうした方向に対する抵抗は、かえって、非法的、暴力的斗争形態を強めざるをえず、「破壊活動」を行政権下によつて封じようとする試みは、失敗せざるをえない。

(6) 次に破民法の条文にそつして問題点をあげよう。  
〔本條の資料参照〕

(1) オ四条(定義)における問題点は、そこにおいて、「破壊主義的暴行爲」を定義しているが、それが刑法の条項で定められているもののみならず、オ一順オ二号又で定められているように、当該行爲を「破壊、せん動」することも、暴力主義的破壊活動として定義されていることである。 ※

(2) オ五条(団体活動の制限)におけるは、処分の内容が定められているが、その内容はオ一にても、集會の禁止であり、オ二に、機關誌紙の印刷、頒布の禁止である。オ三に政庁・団体の役員に対する活動の禁止である。オ三に政庁・団体の役員に対する活動の禁止である。

またオ六条(非法行爲の禁止)によつて非法行爲そのものも、規制の対象としている。

(3) オ七条(解散の指定)解散に付した団体は完全非合法化され、団体の名を使うこと自体が、適用の対象になる。

(7) 最後、重時点における政府の破民法及處の適用を明瞭にし、破民法及處に対する斗争の方向を分析した。

〔本條の適用をめぐつて〕破民法の適用は、新たな暴力的な治安体制の確立を意味する。そのような体制への移行は、ますますスルツヨア権力が大衆斗争の場場のなかでその存続の危機的状況に直面する時点

である。

今日の破民法及處のねらいは、とりわけ全序連に対する弾圧が目的である。それはいわば高圧的であり、強制的な内容をもつている破民法、を實際に適用することとは、スルツヨアミーにとつてもかなり困難である。

それゆゑ、刑法、公安条例等を強化し、破民法適用と同様の効果をもたらすことをねらつてゐる。したがつて、われわれ、及び全序連にとつては、事態は、破民法適用とかわらぬことである。

われわれの斗争の方向は次の通りである。  
(1) スルツヨアミーの弾圧の強化に対し、これをばわかす体制をまずあけること。そのために大衆的斗争を互恵することが必要である。

(2) 斗争主体の非合法化をかうること。これなくして一切は不可能である。

(3) 破民法及對の違法を強めること。

※このことは「暴行爲」そのものの禁止よりも、それにいたる過程そのものを禁止することを意味しており、なおかつ、その判断は公安当局にまかされてゐるのである。